

第4回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月5日(火) 午前9時00分から午前9時45分
2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室
3. 出席委員(15人)

会長	5番	岩田	壽
副会長	13番	松原	悟
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	6番	松原	正孝
議席	7番	奥田	正夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	田島	直樹
書記	奥村	敬宗
書記	亀井	昭宏

5. 議事日程

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | 議案第10号 農地法第5条事業計画変更申請に対する意見について |
| 日程第3 | 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第4 | 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 日程第5 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |

6. 会議の概要

議 長	<p>令和4年第4回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を8番 渡邊委員 15番 森委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請に対する意見について」と議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第10号、11号 朗読】</p> <p>議案第10号の番号1は昭和43年12月13日付けで農地法第5条許可を受けている許可申請に対する変更について説明した。番号2は昭和44年2月26日付けで農地法第5条許可を受けている許可申請に対する変更について説明した。</p> <p>議案第11号は議案第10号に付随する申請であり、転用目的は屋根工事業資材置場に転用、農地区分は申請地の周囲の状況等を総合的に判断した結果、第2種農地とし、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
10番委員	<p>事業計画変更については、当初申請者が亡くなっているため致し方ないと思う。現在は駐車場として活用しているので、資材置場として活用しても問題ない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第10号、議案第11号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>続いて議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計</p>

	<p>画の承認について」を事務局へ説明を求めた。また、出席委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、該当議案の審議終了まで該当委員の退席を命じた。</p> <p>(該当委員退室)</p>
事務局	<p>【議案第12号 番号1～18 朗読】</p> <p>農業経営基盤強化促進法は、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進するため利用権設定等の促進事業が措置されており、地権者と農家の貸借を集団的に行うにあたり、農業委員会にて審議いただくものです。今回は18人の方から42筆、貸出の申出があり、面積は延べ28,082㎡です。借受人はお一人で、認定農業者の方である旨を説明した。</p>
議長	<p>事務局から説明等を受け、農用地利用集積計画を決定することを諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第12号は原案のとおり決定するものとして、該当委員の除斥を解いた。</p> <p>(該当委員入室)</p>
議長	<p>続いて報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第1号 番号1～4 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号1から4の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。また、出席委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制</p>

	<p>限により、該当議案の審議終了まで該当委員の退席を命じた。</p> <p>(該当委員退室)</p>
事務局	<p>【報告第2号 番号1 朗読】</p> <p>番号1は宅地分譲10区画への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
事務局	<p>【事務局より説明】</p> <p>現地を確認し、周囲に田や畑は存在しないため計画どおり施工してもらえば問題はない旨述べた。</p>
議長	<p>事務局からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>該当委員の除斥を解いた。</p> <p>(該当委員入室)</p>
議長	<p>続いて、残りの報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第2号 番号2～6 朗読】</p> <p>番号2は事務所敷地、番号3は専用住宅、番号4は住宅建築、番号5は自己専用住宅敷地、番号6は宅地分譲2区画への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
11番委員	<p>番号2については、南側に田があるが、該当地を分筆した田であり、貸人の所有する土地であるため、土砂等の流出防止を計画どおり施工してもらえれば問題はない旨述べた。</p>
14番委員	<p>番号3については、使用貸借は親子関係であり、周りの田は貸人の所有する土地であるため、計画どおり施工してもらえれば問題はない旨述べた。</p>

	た。
1 2 番委員	番号4については、北側の畑は譲渡人の畑で、現在は耕作されていないため、計画どおり施工してもらえば問題はない旨述べた。
2 番委員	番号5と番号6は、同じ農地であり分筆して、娘夫婦との使用貸借と事業所に売却します。周辺には農地がなく、計画どおり施工してもらえば問題はない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議 長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和4年第4回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和4年 5月18日

議 長 若 田 壽
 委 員 渡 邊 義 一
 委 員 森 茂 信